

○島根県警察の監察に関する訓令

(平成12年 3月10日 島根県警察訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「国家公安委員会規則」という。）に定めるもののほか、監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(監察の種類)

第2条 監察は総合監察、随時監察及び特別監察の3種類とし、その内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合監察とは、警察事務全般について期日及び実施対象部署（以下「実施部署」という。）を定めて行う監察をいう。
- (2) 随時監察とは、必要に応じて実施部署に対し期日及び監察項目を予告することなく行う監察をいう。
- (3) 特別監察とは、特定業務又は個々の事案について、必要と認める部署又は職員個人に対して行う監察をいう。

(監察実施計画)

第3条 島根県警察本部長（以下「本部長」という。）は、国家公安委員会規則第2条第1項に規定する監察実施計画を、毎年4月に公安委員会に対し報告するものとする。ただし、随時監察については実施計画の概要を、また、特別監察については、計画した都度公安委員会に対し概要を報告するものとする。

(監察要領)

第4条 監察の実施要領については、別に定める。

(監察補助官)

第5条 本部長は、警察本部に勤務する職員のうちから必要に応じて監察補助官を命じ、首席監察官及び監察官（以下「首席監察官等」という。）を補助させるものとする。

(監察に対する協力)

第6条 本部の部長（警察学校長を含む。）及び課長（科学捜査研究所長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長を含む。）並びに警察署長は、首席監察官等が監察に関し、資料の提出、関係者の出頭その他について協力を求めたときは、これに応じなければならない。

(観察結果の報告及び措置)

第7条 首席監察官等は、観察を終了したときは意見を付してその状況を速やかに本部長に報告しなければならない。また、本部長は、原則として四半期に1回、監察の実施状況を公安委員会に報告するものとする。

2 本部長は、監察結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月25日 島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年 8 月10日 島根県警察訓令第25号）  
この訓令は、平成16年 8 月18日から施行する。

附 則（平成21年 9 月18日 島根県警察訓令第35号）  
この訓令は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成22年11月30日 島根県警察訓令第21号）  
この訓令は、平成22年12月 1 日から施行する。